

森林づくり植樹支援事業の実施について

平成 18 年 5 月 29 日
環境森林部環境森林課
最終改正（令和 3 年 6 月 22 日）

「水と緑の森林づくり」県民総参加強化事業実施要領（平成 28 年 3 月 16 日定め。以下「実施要領」という。）に基づく森林づくり植樹支援事業（以下、「本事業」という。）は、実施要領に定めるもののほか、本通知により実施するものとする。

1 趣旨

本県の森林づくりは、森林の恵みを享受している県民等の主体的な参画により、森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるよう、進められる必要がある。

このため、地域住民やボランティアによる集落周辺の里山を中心とした森林等（以下、「里山林等」という。）における植樹活動に対して、必要な苗木を提供することにより県民参加の森林づくりを促進する。

2 事業の内容

- (1) 市町村、企業、森林ボランティア団体等（以下「団体等」という。）が実施する植樹活動に要する苗木を提供する。
- (2) 団体等が植樹する苗木を自らの手で育てるために、苗木の養成技術の指導や研修（以下「研修等」という。）を行うことにより、苗木生産技術の普及や苗木供給体制の整備を行う。

3 事業の実施主体 県

4 事業計画等

- (1) 植樹活動を実施しようとする団体等の代表者（以下、「団体等代表者」という。）は、事業計画書（別記様式第 1 号）を作成し、植樹活動を行う市町村の長及び当該市町村を所管する西臼杵支庁又は農林振興局長（以下、「支庁長等」という。）を経由して、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)の事業計画書の提出を受けたときは、直ちにこれを審査し、適当と認められる場合は、提供本数、提供樹木等を決定するとともに、団体等代表者、支庁長等及び苗木受託者に通知（別記様式第 2 号及び第 3 号）するものとする。
- (3) 苗木受託者は、苗木養成のための研修等（以下「研修等」という。）について企画及び調整を行い、事業計画書（別記様式第 4 号）を作成し、知事に提出するものとする。
- (4) 知事は、(3)の事業計画書の提出を受けたときは、直ちにこれを審査し、適当と認められる場合は、苗木受託者に通知（別記様式第 5 号）するものとする。

5 事業報告等

- (1) 団体等代表者は、植樹活動が完了したときは、速やかに事業報告書（別記様式第 6 号）に、活動前写真及び活動後写真を添えて、植樹活動を行った市町村の長を経由して、支庁長等に提出しなければならない。
- (2) 支庁長等は、団体等代表者から事業報告書の提出があったときは、当該事業報告書に基づき、現地確認調査を行うものとする。
- (3) 支庁長等は、現地確認調査を実施したときは、速やかに現地確認調査書（別記様式第 7 号）を作成し、知事に報告するものとする。

附 則

施行日は、平成 18 年 5 月 29 日とする。

附 則

施行日は、平成 23 年 4 月 1 日とする。

附 則

施行日は、平成 26 年 4 月 1 日とする。

附 則

施行日は、平成 28 年 3 月 16 日とする。

附 則

施行日は、平成 31 年 3 月 16 日とする。

附 則

施行日は、令和 3 年 4 月 1 日とする。

附 則

施行日は、令和 3 年 6 月 22 日とする。